

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から39年3月まで

私は、ねんきん定期便を見て申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを知った。現在の場所で同じように商売を営んできたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初である昭和35年11月に国民年金に加入していることから、年金についての意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和36年4月から国民年金保険料を納付しており、申立期間以外に保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金加入時以前から同じ場所で生活しており、申立期間当時、申立人の主張どおり、申立人の居住地域において納付組織が機能していたことが確認できる上、申立人の生活環境、経済的状况に大きな変化があった事情も見当たらないことから、保険料を納付しなかった明確な理由が見当たらず、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和61年6月26日）及び資格取得日（同年11月11日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を同年7月から同年9月までは10万4,000円、同年10月は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月26日から同年11月11日まで

昭和61年6月3日から62年9月2日まで継続してA社に勤務していたのに、61年6月26日から同年11月11日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いことに気が付いた。勤務期間中に仕事内容や労働条件に変更は無かったのに、途中で厚生年金保険の記録が途切れていることは納得がいかないもので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和61年6月3日に厚生年金保険の資格を取得し、同月26日に資格を喪失後、同年11月11日に同社において再度資格を取得しており、同年7月から同年10月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の保管する退職者ノートの記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和61年6月3日から62年9月2日まで当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、勤務していた期間を通して労働時間や勤務内容に変更は無く、勤務期間の途中で厚生年金保険被保険者資格の喪失を希望した記憶は無いと主張しており、申立期間当時の店長も「厚生年金保険の被保険者となっているパート従業員については、本人の希望無しに会社側で資格喪失の手続を行う

ことは無かった。」と証言しているところ、申立期間当時、担当業務が同じであった正社員には申立人の勤務内容に変更があった記憶は無い上、オンライン記録で申立人と同時期に資格取得したパート社員の記録をみると、申立人同様に短期間に被保険者資格の喪失及び取得の手続を行っている者は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所(当時)の記録から昭和61年7月から同年9月までは10万4,000円、同年10月は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、また、仮に喪失届が提出されていない場合には算定基礎届が提出されているはずであり、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年7月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成10年2月1日に、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月1日から同年3月1日まで

私は、平成10年2月1日からA社に勤務しているが、同年3月1日から厚生年金保険の加入になっている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は平成10年2月1日にA社に入社し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年3月の社会保険事務所（当時）の申立人に係る記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得届を誤って平成10年3月1日の日付で提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 11 日から 29 年 5 月 24 日まで
② 昭和 29 年 6 月 28 日から 31 年 5 月 26 日まで
③ 昭和 31 年 6 月 27 日から 32 年 5 月 24 日まで
④ 昭和 32 年 6 月 25 日から 33 年 4 月 20 日まで

昭和 28 年 4 月から製糸工場に勤めていたが、家業の手伝いに専念するため、33 年 4 月に退社するに至った。退社するとき、脱退手当金について上司から何の説明も無く、そういう制度があることすら知らなかったにもかかわらず、記録上、支給されたことになっている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱A」の印が押されている。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 33 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、当時は「通算年金通則法」（昭和 36 年法律第 181 号）の創設前であることから、将来の年金受給資格期間については厚生年金保険単独で計算されることとなり、申立てに係る事業所での厚生年金保険被保険者期間が 57 か月であるとともに申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。